

# 企画競争説明書

業務名称：トルコ国アグロインダストリー競争力強化プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：23a00944

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年3月6日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年3月6日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：トルコ国アグロインダストリー競争力強化プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

##### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

##### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第2グループ第5チーム

##### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 3月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 3月 11日 12時
3	質問への回答	2024年 3月 13日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 3月 15日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 3月 21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「トルコ国 TRC1 地域と TRC2 地域におけるアグロインダストリー競争力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00796）の受注者（EY 新日本有限責任監査法人）及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1

日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### 3) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただきますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	対象地域におけるアグロインダストリー分野の現状把握、課題分析、バリューチェーン	【2】第4条2. (1) ①

	ン分析、潜在的市場（国内外）分析の手法	
2	EU マーケット視察の渡航先、視察内容	【2】第4条2. (1) ②
3	復興フェア等を含んだアグロインダストリーの競争力強化に向けたパイロットプロジェクトの実施内容	【2】第4条2. (1) ③
4	地域開発庁が主体となった中小企業支援の体制、方法（現状案）	【2】第4条2. (1) ④
5	ローカル人材の活用と連携体制	【2】第3条2. (5) (7)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施によ

り、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年8月
- ・ RD署名：2024年2月29日

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 包括的なフード・バリューチェーンの構築

本事業は、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」<sup>1</sup>のうち、包括的なフード・バリューチェーンの構築に位置づけられて実施される。

#### (2) 地域開発庁の位置づけと包括的な地域連携体制の構築

対象地域の各県では、商工会議所や KOSGEB（Small and Medium Enterprise Development Organization of Turkey）<sup>2</sup>等様々なアクターが各々の地域開発に向けた活動を行っている。また、2023年2月6日のトルコ南東部地震を受け、国連等の国際機関による支援も入っている。しかし、地域開発庁の中期戦略とこうした各アクターの取り組みは相乗効果を発揮できていない場合が多い。本事業実施にあたっては、地域開発庁の所掌を拡大するのではなく、地域開発庁が地域のアグロイダストリー分野の開発に向けて、関連機関との協働を主導できるように仕組みづくりと能力開発を行う。

#### (3) 震災からの復興支援との関連づけ

本案件は、地域のアグロイダストリーの競争力を強化するために地域開発庁が継続的に支援を実施できるようになることを主目的としている。その方法は、対象地域

---

<sup>1</sup> JICAグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」  
(<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/agricul.pdf>)

<sup>2</sup> 科学産業技術省管下に位置する中小零細企業政策の立案・実施を担う機関

におけるアグロインダストリーの商品開発、マーケティング、更には地域ブランディングも含めた付加価値化に関する技術移転が想定される。一方、震災後の復旧・復興がほとんど進んでいない実状に対して国民の不満の声が高まっているという報道もあり、本事業では既に成功を収めている大企業だけでなく、中小企業を巻き込みながら広い層に裨益するよう地域戦略を策定することが求められる。

我が国では、東日本大震災の後、復興を重ねたブランディングが行われた事例もあるものの、震災だけをブランディングの要素に位置づけることは持続的とは言えない。むしろ、復興ブランドは被災地の製品の良さを消費者に認知してもらうきっかけととらえ、特徴のある商品を消費者に提供することを目指す必要がある。

#### （４）難民問題やクルド問題への配慮

対象地域ではシリア難民人口比率が高く（キリスにおける難民人口は50%以上、ガジアンテップ、シャンルウルファは20%以上）、地理的に隣接しているため社会文化的背景がシリアと近い。難民は、地域の貴重な労働力となっており、各県の商工会議所等において語学・研修・雇用支援が行われている。他方で、2023年5月に行われた大統領・議会選挙後には、難民に対する負の感情が広がっていることを背景に、トルコ政府は難民に対する緩和的な政策を転換し、難民の帰還を進めるためのより厳しい対応を進めてきた。本事業に影響を与えるリスクは小さいと考えられるが、一定の理解と細心の配慮をもって事業を進める必要がある。

また、本プロジェクト対象地域は歴史的にクルド人人口比率も高い地域だが、大統領・議会選挙への影響力やシリア問題等、政治的に機微であることから、本プロジェクトがクルド支援として政治利用されないよう配慮し、トルコ国内で相対的に経済開発が遅れている地域への支援として位置付けるよう、トルコ側への説明には留意が必要。

#### （５）トルコ語を用いた活動とローカル人材の活用<sup>3</sup>

対象地域には外務省渡航レベルの高い地域が含まれている。本事業のカウンターパート（以下、「C/P」と表記）である地域開発庁の職員は英語が堪能であるが、裨益者である中小企業関係者とのコミュニケーションはトルコ語で行うことが想定される。また、当国における正式文書には英語の扱いはない。他方でトルコ人通訳の一般的な単価は国際価格に近く、活動費との兼ね合いで傭上日数を限定する必要があると考えられる。大学生等、言語サポートに関する活用可能な人材を確認し、事業に支障

---

<sup>3</sup> プロポーザルでは特に、有用なローカル人材をどのように確保するか、邦人と併せてどのような実施体制を組むのか提案すること。

が出ない体制を整える必要がある。

#### (6) 渡航制限

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が直近 180 日中 90 日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）（「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、4. 見積書作成にかかる留意事項、(9) その他留意事項」参照）。

#### (7) 現地渡航にかかる安全管理

本事業対象地域には、外務省危険レベル3以上等の治安リスクが比較的に高い地域が含まれる（2024年2月時点）。以下の点を考慮の上、現地で活動を行う際の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- 外務省危険レベル3以上等の治安リスクの高い地域での事業実施については、原則、ローカル人材の活用や安全な都市部への関係者呼び寄せによる実施を検討する。
- 邦人渡航者は、渡航前に JICA トルコ事務所による安全対策ブリーフィングを受講する。
- 外務省危険レベル3以上等の治安リスクの高い地域にやむを得ず邦人が渡航する場合には、JICA セルフディフェンス研修（実技）を受講したうえで、カウンターパート等の現地事情に精通したローカル人材を同行させ、滞在時間を最小限とする等の対策を講じる。
- 日本国内における安全管理バックアップ体制を構築する。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

本事業のステージ構成

- 1) ステージ1：アグロインダストリー分野の現状把握、課題分析
- 2) ステージ2：アグロインダストリーの競争力強化に向けたパイロットプロジェクトのアクションプラン作成

- 3) ステージ3：パイロットプロジェクトの実施
- 4) ステージ4：アグロインダストリーの地域戦略計画及び年次作業プログラムの策定

① ステージ1に関わる活動（アグロインダストリー分野の現状把握、課題分析）<sup>4</sup>

- 活動 1-1：アグロインダストリー振興に関連する国レベル及び地域レベルの政策・制度のレビューを実施する。
- 活動 1-2：対象地域のアグロインダストリー分野の現状について既存資料・データ等を収集し、分析する。
- 活動 1-3：パイロットプロジェクト対象企業の選定基準について合意する。
- 活動 1-4：パイロットプロジェクト対象企業を選定する。
- 活動 1-5：対象企業に関連する農産物のバリューチェーン分析を行う。
- 活動 1-6：対象農産物品の市場状況を調査する。（地域内、国内大都市、EU や日本等海外のプレミアム市場を含む）
- 活動 1-7：上記で収集・分析した情報をもとに、対象地域のアグロインダストリーを分析する。
- 活動 1-8：地域開発庁が他事業にも応用できるよう、対象企業のケース・スタディを作成する。

② ステージ2に関わる活動（4 地域におけるアグロインダストリーの競争力強化に向けたパイロットプロジェクトのアクションプラン作成）

- 活動 2-1：4 地域で計約 16 の中小企業を対象としたパイロットプロジェクトのアクションプラン案(ケース・スタディの解答例集)を作成する。
- 活動 2-2：商工会議所・その他関係機関と協力し、パイロットプロジェクト対象企業向けワークショップを開催する。（マーケティング、商品開発、ブランディング、流通販売等についての中小企業の知識・能力向上を目的とする）
- 活動 2-3：本邦研修や EU マーケット<sup>5</sup>視察を実施し、先進国における農産物高付加価値化、地域ブランドの取組に関する知識と経験を学ぶと共に、農産加工品の市場を知る（想定規模は（2）を参照）。

---

<sup>4</sup> プロポーザルでは特に、事業の出口戦略を踏まえた調査手法を提案すること。

<sup>5</sup> EUマーケット視察に民間企業が参加する場合は、適切な範囲で旅費負担を求めることとする。本件は定額計上とし、参加者の旅費負担額に応じて参加人数を調整する。

活動 2-4：ワークショップを開催し、研修等で得られた知識を元に、パイロットプロジェクトのアクションプランを最終化する。

③ ステージ3に関わる活動（パイロットプロジェクトの実施）

活動 3-1：パイロットプロジェクトのアクションプランを実行する。

活動 3-2：パイロットプロジェクトのモニタリングを行う。

活動 3-3：定期的に成果共有のためのワークショップを開催する。

活動 3-4：テストマーケティングを実施する。テストマーケティングの一環として、トルコ国内における復興フェアの開催も検討する。復興フェアの想定規模は以下のとおり。

目的	現地研修や本邦研修において学んだ復興ブランディングの実践、及びトルコ国内における受容性の確認
実施回数	約2回
対象者	主にパイロット事業対象者を想定するが、実施機関が所掌する地域において、品質が確認された他事業者製品があれば、フェアの対象事業者としての参加も認める
参加者数	約12-30名/回
開催期間	約3日/回
実施場所	イスタンブールやアンカラ市内
実施形態	対面

活動 3-5. パイロットプロジェクトの評価を行う。

④ ステージ4に関わる活動（アグロインダストリーの地域戦略計画及び年次作業プログラムの策定）<sup>6</sup>

活動 4-1：パイロットプロジェクトの評価結果を基にアグロインダストリーの地域戦略計画と年次作業プログラムの案を作成する。

活動 4-2：地域開発庁の理事会による地域戦略計画及び年次作業プログラムの承認プロセスを促進する。

活動 4-3：プロジェクトの成果を共有するためのセミナーを開催する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

<sup>6</sup> プロポーザルでは特に、地域開発庁がどのように中小企業支援を実施し継続していくかに関する現状の方策を提案すること。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における農産物高付加価値化、地域ブランディング、被災地復興支援に関する知見を学ぶ。また、パイロット事業対象者に日本市場への進出を検討しているものが選定された場合、本研修でも日本における農産品加工市場に関する情報収集も行う。
実施回数	合計2回
対象者	地域開発庁職員とパイロット事業対象者に分けて2回の実施を想定。しかし、地域開発庁に関連するその他関係者（対象地域におけるKOSGEB、商工会議所等）の参加もあり得る。
参加者数	約5-20名/回
研修日数	約5-14日（移動日を含む）/回

### （3）その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析



を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

受注者は、地域開発庁職員を対象とし、戦略計画策定能力及び農産物の高付加価値化・競争力強化事業遂行能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出す

る部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
インセプションレポート	業務開始から 1 か月以内	英語	電子データ	1
プログレスレポート 1	業務開始から 6 か月後を目処	英語	電子データ	1
プログレスレポート 2	業務開始から 15 か月後を目処	英語	電子データ	1
ドラフト・ファイナルレポート	契約履行期限末日の 2 か月前	日本語	電子データ	1
		トルコ語 (要約版)	電子データ	1
		英語	電子データ	1
ファイナルレポート	契約履行期限末日	日本語	製本	2
			電子データ	1
		トルコ語 (要約版)	製本	7
			電子データ	1
		英語	製本	7
			電子データ	1
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- ファイナルレポート（トルコ語、要約版）は、トルコ政府産業技術省、4 つの地域開発庁、JICA トルコ事務所、JICA 本部（経済開発部）に一部ずつ提

出する。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート

以下の項目を含む内容で作成する。その際、詳細計画策定調査報告書、収集資料、インターネットによる公開情報の入手可能な関連既存資料を収集しレビューすること。その上で、現地調査時に関係機関に確認すべき事項を整理する。

- ・ トルコ政府によるアグロインダストリーにかかる中小企業振興戦略、ブランディング戦略、および事業実施事例の分析
- ・ 本事業に応用可能な食品商品の地域ブランディングの好事例と課題
- ・ トルコ国内のアグロインダストリー分野の官民連携の好事例と課題
- ・ 南東アナトリア地域の主要農産物・特産品および取り扱う関連企業の分布
- ・ 以上の項目を含めた、本業務を通じて検討する事業マスタープランのコンセプト案

(3) プロGRESSレポート1 (ステージ1)

「調査項目 ステージ1」の検討結果を、PROGRESSレポート1として取りまとめ、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee、以下 JCC と表記) に提出し合意を得た上で発注者へ提出する。

(4) PROGRESSレポート2 (ステージ1,2)

「調査項目 ステージ1」「調査項目 ステージ2」の検討結果をPROGRESSレポート2として取りまとめ、JCCに提出し合意を得た上で発注者へ提出する。

(5) ドラフト・ファイナルレポート/ファイナルレポート

「調査項目 ステージ1」「調査項目 ステージ2」「調査項目 ステージ3」「調査項目 ステージ4」の検討結果をファイナルレポートとして取りまとめる。ファイナルレポートの作成に当たっては、事前に発注者とドラフト段階の内容について協議し、必要な修正を行ったうえで、JCCに提出のうえ協議し、トルコ国政府からの了解を得る。

(6) 業務完了報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等の内容を織り込み作成する。

- ① プロジェクトの概要
- ② 活動内容（業務）
- ③ 業務手法、内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ④ 活動内容（技術移転）
- ⑤ 現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ⑥ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、業務体制等）
- ⑦ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑧ 提案した結果の具体化に向けての提案
- ⑨ 添付資料
  - (ア) 業務フローチャート
  - (イ) 業務人月表
  - (ウ) 研修員受け入れ実績
  - (エ) 業務用資機材実績（引渡リスト含む）
  - (オ) その他業務活動実績
  - (カ) 技術協力作成資料

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) パイロットプロジェクト対象企業ケース・スタディ集及びアクションプラン（案）
- (2) アグロインダストリー地域戦略計画
- (3) 各地域開発庁における年次作業プログラム

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）

#### (4) 活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット事業テストマーケティング資材作成	パイロット事業実施にあたって必要となるマーケティング資材のデザイン・作成（第4条2.（1）③）	16パイロット事業	定額計上

#### 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

**1. 案件名（国名）**

国名： トルコ共和国

案件名：（和名）アグロインダストリー競争力強化プロジェクト

（英名）Project on Enhancement of Competitiveness in Agro-industry

**2. 事業の背景と必要性**

（1） 当該国における農業セクター／南東アナトリア地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

トルコ共和国（以下、トルコ）は8,700万人の人口及び周辺国と比較して豊富な若年労働人口<sup>7</sup>を背景に魅力的な国内市場や生産拠点としてEU諸国から注目されているものの、そのポテンシャルを生かし切れておらず、近年は経済成長が停滞している。また、地域間の経済格差<sup>8</sup>も問題となっており、特に開発が遅れている東部地域への対応は喫緊の課題となっている。

当国の第11次国家開発計画（2019-2023年）では、共和国建国百周年を迎える2023年までに「先進国の仲間入りすること」、「1人当たりのGDPを12,484米ドルにすること」等の目標を掲げた。また、同国政府は地方の社会・経済開発及び地域間格差の是正を目的として、26の地域で産業技術省の管理下に「地域開発庁」<sup>9</sup>を設置し、富の再分配による地域間格差是正とともに、各地域のポテンシャルを活かした地域の競争力強化への取組を強化している。具体的には地域開発庁は、地域計画やプログラムの実施に向けた活動やプロジェクトを支援し、活動やプロジェクトの実施プロセスをモニタリングおよび評価し、その結果を産業技術省に報告することや、関連機関との協力の下、国内および国際レベルで地域のビジネスおよび投資機会を促進・推進することに取り組んでいる。

本事業の対象地域である南東アナトリア地域は、中東や中央アジア各国の市場にも距離が近く、肥沃な土壌に恵まれていることから、農業セクターを軸に開発ポテンシャルが高く、トルコ政府は70年代より南東アナトリア開発計画（以下、「GAP<sup>10</sup>」）による大規模インフラの整備等を進めてきた。トルコ最大規模のダムであるアタチュルクダムを含むダム建設や灌漑施設の整備、高速道路の建設が進み、農業生産と物流の環境が改善されてきた。南東アナトリア地域の主要な農産物はピスタチオ、ブドウ、オリーブ、小麦、綿花等であり、生産される一次産品の質は高い。このようなポテン

<sup>7</sup> 15-24歳。

<sup>8</sup> 地域格差を示す例として、経済の中心である西部マルマラ地域と東部地域13県における2015年時点の一人当たりGDPには、約2.8倍の開きが報告されている（[Ulas Karakoç](#), [Sevket Pamuk](#) and [Gunes Asik](#) 2020 “Regional inequalities and the West-East divide in Turkey since 1880”）（<https://cepr.org/voxeu/columns/regional-inequalities-and-west-east-divide-turkey-1880>）。

<sup>9</sup> 各地域開発庁は人事・予算面で一定の独立性を確保しているが、予算配分や計画承認については所管省庁である産業技術省の管理下にある。地域開発に関連する計画策定においては、産業技術省が作成する3カ年セクター行動計画（Sector Action Plan）を参考に、各地域開発庁が5カ年地域戦略計画（Regional Strategic Plan）及び年次作業プログラム（Annual Working Program）を作成し産業技術省の承認を得ている。

<sup>10</sup> 英語名はSoutheastern Anatolia Project、トルコ語名はGuneysdogu Anadolu Projesi。

シャルを活かし、地域の競争力を強化するためには、地域の特性を生かした高付加価値品を開発し、安定的に生産できるようになることが必要であるが、現状では多くが低付加価値品のまま国内の大消費地や海外に売られ、地域で付加価値が創出されていないことが課題となっている。

「国家農村開発戦略」（2021－2023年）においては、農村地域における小規模企業を振興し、農業生産性を改善し、地方での生活の質を向上させ、人的・社会的資本を強化することが掲げられている。また、「地域開発計画（2014－2023年）」では、農業セクターの生産性・キャパシティの向上、研究開発の推進、ブランディング・マーケティング活動の促進、女性や若年層の起業支援・職業訓練・能力開発等が重点課題として明記されている。かかる計画の下、本事業の対象地域では、地域開発庁が中心となって農産物の高付加価値化・競争力強化を推進するため、アグロインダストリーに関連する中小企業への資金的支援（設備投資のための補助金等）及び技術的支援（研修やコンサルティング・サービスの提供等）が積極的に実施されている。しかし、地域開発庁及び中小企業自身のマーケティングやブランディングにかかる経験・能力・技術の不足により、これらの支援が十分な成果を挙げておらず、当該地域におけるアグロインダストリーの戦略計画策定とその実証が必要とされている。

以上の背景から、トルコ政府は、南東アナトリア地域において農産物の高付加価値化・競争力強化を推進するために、シルクロード地域開発庁及びカラジャダー地域開発庁を実施機関とするアグロインダストリーに関連する中小企業への支援改善にかかる能力強化を目的とし、本事業を我が国に要請した。

その後、2023年2月6日、2度にわたるトルコ南東部のカフラマンマラシュ県を震源地とした地震（マグニチュード7.7、7.6）及び2月10日に南東部のハタイ県を震源地とした地震（マグニチュード6.4）が発生し、実施機関の所掌5県を含む合計11県が被災した。トルコ復興再建アセスメント（Türkiye Recovery and Reconstruction Assessment）によると、2023年3月時点での死者数は約4.8万人、負傷者約12.6万人、行方不明者数千人、他地域への避難民は330万人にのぼった。また、約200万人が被災地にてテントやコンテナ仮設住宅に避難し、被害総額は2023年（予測）GDPの9%に相当する1,036億ドルと試算されている。農業セクターでは、家畜の被害や畜舎、貯蔵施設、物流施設等の倒壊、農産品加工施設や灌漑施設の機材の破損等の被害があった。トルコ政府は、地震による被害の大きい県の復興ニーズが高いことから、本事業においてマラティヤ県及びハタイ県を対象地域として追加し、当該地域をそれぞれ所掌するフラト地域開発庁及び東地中海地域開発庁を実施機関として追加するよう打診があった。被災地では、地震による人口流出から中小企業が労働力不足に陥り、労働者賃金上昇によって、安価な労働力に頼らないビジネスモデルが必要とされている。このような状況は、トルコ国全体で将来直面する課題を先取りしているとも言える。復興ニーズの観点だけでなく、地域開発のモデルケースを作るという観点からも意義があることから、対象地域を拡大することとなった。

本事業では、トルコ政府が取り組む地域間格差の是正を実現するために、農産物の高付加価値化・競争力強化を地域開発庁主導で戦略的に推進し、地域開発庁が、地域のポテンシャルや市場環境を調査・分析した上で、高付加価値化・競争力強化に向けた地域戦略を策定し、中小企業と協働で取り組みを進めることを目指す。また、本事業実施にあたっては、日本における農産物高付加価値化、地域ブランディング、被災地復興支援に関する知見を参考にし、日本の市町村の成功事例を基にした地域ブランディングの手法に基づき、トルコ国における農村地域のアグロインダストリーの活性化を図る点が本事業の新しい視点である。

(2) 農業セクター／南東アナトリア地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対トルコ「国別開発協力方針」(2018年9月)では、「経済を支える強靱な社会基盤づくりへの支援」を重点分野に掲げ、産業人材育成、地域間格差の是正などに向けた支援を行うとしている。また、協力プログラム「地域開発プログラム」では開発の遅れている地域を発展させるための取組支援を掲げており、本事業は同プログラムに位置づけられる。

更に、本事業は JICA 課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ」の農業・農村開発(持続可能な食料システム)のうち、包摂的なフード・バリューチェーンの構築に位置付けられる。

また、本事業によって農産物の付加価値向上と多様化が図られ、対象地域のアグロインダストリーの競争力が強化されることにより、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール2 飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進の達成に寄与する。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、南東アナトリア地域内の都市・農村インフラ整備に関する事業2件、「シヤルウルファ及びハラン平原における農業及び農村開発サービス」及び「GAP 都市計画及び衛生プロジェクト」に対し、1997-2001年に合計65万ドルの無償資金協力を承諾した。

欧州連合(EU)は、地域格差の解消、地域経済成長の達成、環境回復、文化遺産の保護を目的とした「GAP 地域開発プログラム」(2002-2007年、4350万ユーロ)を実施した。

国連開発計画(UNDP)は「有機農業クラスタープロジェクト」(2009年-2013年)で、南東アナトリア地域の競争力強化の観点から、有機農業や再生可能エネルギーの開発を支援した他、「南東部アナトリアの農業およびアグロインダストリーにおける統合的資源効率化プロジェクト」(2016-2021年)で、水資源及びエネルギー利用効率化にかかる戦略策定及び若手起業家能力強化等のパイロットプロジェクトを実施した。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、対象地域におけるアグロインダストリーの戦略計画策定と実証事業を行うことにより、農産物の付加価値向上と多様化を図り、もって同地域のアグロインダストリーの競争力強化に寄与するもの。

(2) 総事業費

3億4千8百万円

(3) 事業実施期間

2024年5月～2027年3月を予定(計34カ月)

(4) 事業実施体制

- 産業技術省 (Ministry of Industry and Technology)
- シルクロード地域開発庁 (Silkroad Development Agency)
- カラジャダー地域開発庁 (Karacadağ Development Agency)
- フラト地域開発庁 (Firat Development Agency)



- 東地中海地域開発庁（Eastern Mediterranean Development Agency）産業技術省を合同調整委員会議長とし、以上の4つの地域開発庁と実施する。

(5) インプット（投入）

1) 日本側

①調査団員派遣（合計約45.90M/M）：

- 業務主任／地域戦略策定
- 地域中小企業振興
- マーケティング／ブランディング
- 商品開発

②研修員受け入れ

本邦研修（地域開発及び中小企業振興分野）

③その他

機材供与：プロジェクト実施に必要な資機材（事務用備品）

2) トルコ国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

【対象分野】

アグロインダストリー分野

【裨益対象】

地域開発庁、アグロインダストリーに関連する約4,800の中小企業等

【対象地域】

- シルクロード地域開発庁管轄地域  
ガジアンテップ県（6,500km<sup>2</sup>、215万人）、アドゥヤマン県（7,400km<sup>2</sup>、63万人）、キリス県（1,500km<sup>2</sup>、15万人）
- カラジャダー地域開発庁管轄地域  
シャンルウルファ県（18,600km<sup>2</sup>、217万人）、ディヤルバクル県（15,300km<sup>2</sup>、180万人）
- フラト地域開発庁管轄地域  
マラティヤ県（12,100km<sup>2</sup>、81万人）、エラズー県（9,100km<sup>2</sup>、59万人）、ビンギョル県（8,100km<sup>2</sup>、28万人）、トゥンジェリ県（7,700km<sup>2</sup>、84,000人）
- 東地中海地域開発庁管轄地域  
ハタイ県（5,800km<sup>2</sup>、169万人）、カフラマンマラシュ県（14,300km<sup>2</sup>、118万人）、オスマニエ県（3,200km<sup>2</sup>、56万人）

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国とトルコ政府の間では、2023年2月6日の地震で被災した中小零細企業に

対する緊急支援策として、円借款「中小零細企業のための震災後支援計画」（供与限度額 200 億円）に関する書簡を交換し（2023 年 12 月 20 日）実施した。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

欧州連合（以下、「EU」という）は、本事業対象地域であるガジアンテップ県、シャンルウルファ県、ハタイ県を含む 11 県において、2023 年に「持続可能な社会経済統合のための起業家能力の強化（ENHANCER）」を実施した。これは、International Centre for Migration Policy Development と地域開発庁との協力による中小企業の助成事業であり、地元市場以外で取引可能な新製品や市場の創造を支援し、シリア難民と受入コミュニティの起業家活動の促進、シリア難民と受入コミュニティにとって効果的で包括的なエコシステムの構築、国家レベルの政策と実施の調整の改善等を行っている。本事業と共通する目的を掲げていることから、連携の可能性がある。

また、EU は「南東アナトリア地域特産品クラスター活性化プロジェクト」（2016 年 - 2018 年）も実施しており、本事業対象地域であるアドウヤマン県、ディヤルバクル県、ガジアンテップ県、シャンルウルファ県、キリス県を含む 9 県において、地域特産品形成のための商品分析、試験販売、管理システムの確立を行った。その他、国連開発計画（UNDP）は、「ビジネスから社会結束プロジェクト」において、コロナ禍後の新たなビジネス環境に対応できるシリア人及びホストコミュニティの女性起業家、女性組合、中小企業等を対象に、ビジネス促進支援を行っている。これら他援助機関の活動とは、本事業で対象とするパイロットプロジェクトの候補となるような特徴ある農産品や、活動的な起業家や女性組合等、地域特産品開発での成功事例や教訓についての情報収集において協力を仰ぐことを想定する。

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類 C

#### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

協力対象の選定に当たり、シリア難民の巻き込み、裨益の可能性も念頭に決定する。

### 3) ジェンダー分類：

【対象外】 「GI ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の設定に至らなかったため。ただし、本邦研修の参加者における女性比率を 25%以上と設定し、パイロットプロジェクトを選定するには女性主体の企業や組合の参加を優先することにより、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を目指す予定。

## (9) その他特記事項（安全管理）

邦人は渡航前にトルコ事務所の安全対策ブリーフィングを受講する。外務省危険レベル3以上等の治安リスクの高い地域（2024年3月時点ではディアルバクル県全域、シヤンルウルファ県・ガジアンテップ県・ハタイ県の一部地域、キリス県のほぼ全域が該当）での事業実施については、原則、ローカル人材の活用や安全な都市部への関係者呼び寄せによる実施を検討する。やむを得ず邦人が渡航する場合には、カウンターパートやローカル人材といった現地事情に精通した人を同行させ、滞在時間を最小限とする等の対策を講じる。

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)

対象地域におけるアグロインダストリー分野の中小企業の能力が向上する(例:商品の多様化、高付加価値化、ブランド化促進・創出、新規市場開拓等)。

対象地域におけるアグロインダストリー分野の中小企業のパフォーマンスが向上する(例:商品開発等を行った事業者数の増加、事業者の収入増加、収益率の改善、輸出の増加等)

(2) アウトカム

- 事業完了までに、アグロインダストリーの競争力強化に向けた地域戦略計画(2028-2032)がドラフトされ、年次作業プログラムに反映される。
- 事業完了までに、対象地域の地域開発庁間の情報共有が促進される。
- 事業完了までに、対象中小企業の農産物の付加価値が向上し、多様化する。

(3) アウトプット

成果1. アグロインダストリーの競争力強化に向けた地域戦略計画

成果2. 事業活動及び教訓を反映した年次作業プログラム

成果3. 地域戦略計画作成のプロセスとパイロットプロジェクトの実施・評価を通じた、地域開発庁職員の能力向上

成果4. パイロットプロジェクトの実施から得られる教訓

成果5. 地域開発庁が中小企業及び関係機関の能力向上に活用するためのケース・スタディ

(4) 調査項目

ステージ1: アグロインダストリー分野の現状把握、課題分析、市場調査

- 1-1. アグロインダストリー振興に関連する国レベル及び地域レベルの政策・制度のレビューを実施する
- 1-2. 対象地域のアグロインダストリーの現状について既存資料・データ等を収集し、分析する
- 1-3. パイロットプロジェクト対象企業の選定基準について合意する
- 1-4. パイロットプロジェクト対象企業を選定する
- 1-5. 対象企業に関連する農産物のバリューチェーン分析を行う
- 1-6. 対象農産物品の市場状況を調査する。(地域内、国内大都市、EUや日本等海外のプレミアム市場を含む)
- 1-7. 上記で収集・分析した情報をもとに、対象地域のアグロインダストリーの強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)を分析する

## 1-8. 対象企業のケース・スタディを作成し実施する

ステージ2：農産物付加価値向上とアグロインダストリーの競争力強化に向けたパイロットプロジェクトのアクションプラン作成

- 2-1. パイロットプロジェクトのアクションプラン案（ケース・スタディの解答例集）を作成する
- 2-2. 商工会議所・その他関係機関と協力し、パイロットプロジェクト対象企業向けワークショップを開催する（マーケティング、商品開発、ブランディング、流通販売等についての中小企業の知識・能力向上を目的とする）
- 2-3. 本邦研修を実施し、日本における農産物高付加価値化、地域ブランドの取組に関する知識と経験を学ぶと共に、農産加工品の市場を知る
- 2-4. ワークショップを開催し、本邦研修等で得られた知識を元に、パイロットプロジェクトのアクションプランを最終化する

ステージ3：パイロットプロジェクトの実施

- 3-1. パイロットプロジェクトのアクションプランを実行する
- 3-2. パイロットプロジェクトのモニタリングを行う
- 3-3. 定期的に成果共有のためのワークショップを開催する
- 3-4. テストマーケティングを実施する。
- 3-5. パイロットプロジェクトの評価を行う

ステージ4：アグロインダストリーの地域戦略計画及び年次作業プログラムの策定

- 4-1. パイロットプロジェクトの評価結果を基にアグロインダストリーの地域戦略計画と年次作業プログラムの案を作成する。
- 4-2. 地域開発庁の理事会による地域戦略計画及び年次作業プログラムの承認プロセスを促進する。
- 4-3. 事業成果を共有するためのセミナーを開催する

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- 関係機関の組織・人員体制が急激に変化し、事業予算が減少する
- 南東アナトリア地域の治安が急速に悪化する

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国「南スラウェシ州地場産業振興支援（地域資源を活用した）プロジェクト」（評価年度2017年）の教訓では、地場産業の振興のためアンテナ・ショップが設置されたが、プロジェクト終了後予算不足により閉鎖された。アンテナ・ショップ等の販売活動を行う場合は、財務的持続性を確保するために民間セクターを巻き込む、または売り上げ増加のためにオンライン・ショッピングの導入を検討すべきとの教訓が得られた。本事業では、パイロットプロジェクトにてテストマーケティングをする際に、財務的持続性を考慮しない販売活動が行われないう、パイロットプロジェクト期間中に商工会議所及びその他関係機関を複数巻き込むことを事業計画に反映させた。

また、チリ国「地域産業振興のための地方行政機能強化プロジェクト」（評価年度2015年）の教訓では、本邦研修参加者を帰国後ナレッジ・コミュニティとしてグループ化し、日本で得た知識や経験をとって集積させたことで、研修員が個別活動として自身の職場でアクションプランに取り組むのではなく、グループとして連携をとったイニシアティブをとることで、アクションプランの活動をその地域の実情に柔軟に適応させ、プロジェクトの自立発展性の強化につなげた。本事業では、本邦研修で得られた知識を基にアクションプランを策定し、パイロットプロジェクトを実施することを想定しているため、アクションプラン実施にあたっては、帰国研修員のグループ化も検討することを事業計画に反映させた。

## 7. 評価結果

本事業は、トルコ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、アグロインダストリーの戦略計画策定と実証事業を通じて農産物の付加価値向上と多様化に資するものであり、SDGs ゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標  
(提案計画の活用状況)

4つの地域開発庁が、アグロインダストリー分野にかかる地域戦略計画(2028 - 2032)に基づき年次作業プログラムを策定し、一部が中小企業に対する支援のために予算化される。

(能力強化の発現状況)

### ● 事業完了時

地域開発庁間の情報共有を行う仕組みができ、それぞれの管轄内から本事業を通して生まれた取り組み事例が共有される。

### ● 事業評価時

4つの地域開発庁管轄地域で支援を受けた中小企業の農産品の付加価値が向上し、多様化する事例（パイロットプロジェクトを通してブランド化された農産物から開発された商品とコモディティ化された商品との価格差、コモディティ化された商品とは区別される新規性のあるカテゴリーの商品になる等）がX以上生まれる。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了時点	能力強化発現状況の確認
事業完了3年後	事後評価の実施

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、



評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：地域戦略策定（地域戦略の中に農産物マーケティング・ブランディングの業務が含まれていれば高く評価する）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：トルコ国及び欧州地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

本業務は2024年4月に開始し、現地業務は2026年12月までに完了することを想定する。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 45.90 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務約1.0人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途 全20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- テストマーケティング資材作成

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 「トルコ国 TRC1 地域と TRC2 地域におけるアグロインダストリー競争力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」（2023年8月）
- 署名済 R/D (Record of Discussion)

## 2) 公開資料

- 「トルコ共和国 東部黒海地域営農改善計画終了時評価調査報告書」（2010年12月）  
(URL: <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256570.html>)
- 「トルコ国 東部黒海地域開発計画調査最終報告書 要約版」（2000年8月）  
(URL: <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000002748.html>)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄トルコ語）*	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※ CPとの間では英語使用可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはトルコ語となります。

## (6) 安全管理

- 現地業務に当たっては、治安状況の悪い都市部や国境沿い地域、また外国人の多い場所や不特定多数が集まる場所での行事等を最小限としてください。
- ローカルスタッフを含む業務実施チームには、JICAと緊密に連絡を取るような体制を築いていただき、それをプロポーザルに記載してください。
- 日本国内における安全管理バックアップ体制も構築し、当該の安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**262,379,000円(税抜)**

なお、定額計上分 64,817,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地セミナー開催費	第2章 特記仕様書案4. 業務の内容ステージ2に関わる活動	7,200,000円	参加者の出張旅費(交通費)、会場借上費)	一般業務費 セミナー等 実施関連費
2	復興フェア	第2章 特記仕様書案4. 業務の内容ステージ3に関わる活動	3,000,000円	参加者の出張旅費(交通費)、会場借上費	一般業務費 セミナー等 実施関連費
3	パイロット事業テスト		10,000,000円	再委託	再委託

	マーケティング資材作成				
4	資料等翻訳費（土⇄英）		720,000円		一般業務費
5	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		3,397,000円 33,000,000円	直接経費と受入期間の業務人月（地域中小企業振興分野、3号を想定）1人月の報酬	報酬 国内業務費
6	EUマーケット視察	第2章 特記仕様書案 4. 業務の内容 内容ステージ2 に関わる活動	7,500,000円	参加者（同行者、カウンターパート、一般参加者）の出張旅費	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

**（千円未満切捨て不要）**

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間を直近180日のうち、合計90日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社

会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可)<sup>11</sup>。

別紙：プロポーザル評価配点表

---

<sup>11</sup> [トルコ滞在許可証（イカメット） | 在イスタンブール日本国総領事館（emb-japan.go.jp）](https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_taizai.html)

(URL:[https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_taizai.html](https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_taizai.html))



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	( 6 )	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	( 4 )	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 65 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 25 )</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	( 25 )	( 10 )
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	( - )	( 10 )
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	( - )	( 5 )